

○財務省告示第一号

三重県尾鷲港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第一条第三項の規定により平成二十九年一月一日から開港でなくなったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月四日

財務大臣 麻生 太郎